○服装・容儀規定 TPO や就職試験・面接等に応じた容姿を基本とする。

(Time:時、Place:場所、Occasion:場合、または、Opportunity:機会)

Ⅰ 男子生徒に関する服装・容儀規定

(1) 制服について

制服は本校指定の学生服とし、上着の右襟に校章、左襟に科章を付ける。

<上 着>

冬 服:本校指定の学生服・カッターシャツとする(ただし、セーターは学校指定)。

合 服:本校指定のカッターシャツ(長袖)を着用する。

夏 服:本校指定のカッターシャツ(半袖)または指定ポロシャツを着用する。

<ズボン>

本校指定のものとする。

<ベルト>

必ず着用し、幅はベルト通し程度とする。また、色は黒・紺、または茶系とする。

<靴>

白を基調とした運動靴、または黒系の革靴とする(ただし、かかとの高い靴やブーツ・ ハイカット等を除く)。

<靴 下>

黒・紺、または白の単色で無地とし、スクールソックスを基本とする。

(2) 容儀面について

ア 前髪は、目にかからない程度とし、眉や目を覆ってはならない。 後髪は襟にかからない程度とする。

- イ 横髪は耳にかからない程度とし、モミアゲは、概ね耳の中央を基準とする。
- ウ ワックス・ジェル等による髪型の成形や染色・脱色、パーマ等は禁止する。
- エ その他、特殊な髪型は禁止する。

2 女子生徒に関する服装・容儀規定

(1) 制服について

制服は学校指定のものとし、上着の左襟に校章、胸ポケットの所定の位置に科章を付けること。また、夏季の上着は校章マークつき指定ブラウスとする。

<上 着>

冬 服:本校指定のブレザー・ブラウス・ベスト・リボンを着用する(ただし、

セーターは学校指定)。

合服:本校指定のベスト・ブラウス・リボンを着用する。

夏 服:本校指定のブラウスまたは指定ポロシャツを着用する。

<スカート・スラックス>

本校指定のものとする(補正は指定店)。スカートの長さは、概ね膝の中心とする。

<靴>

白・黒を基調とした運動靴または学校指定の黒い革靴とする(ただし、かかとの高い 靴やブーツ・ハイカット等を除く)。

<靴 下>

黒・紺の単色で無地のスクールソックス(ワンポイント可)を基本とする。

なお、ストッキングやタイツ等の着用も出来る(ただし、儀式の際は別途審議)。

(2) 容儀面について

- ア 前髪は目にかからない程度、後髪は肩にかからない程度とし、それ以上長いものは束ねる(ただし、束ねるゴムや髪止めの色は、黒・紺・茶の単色で、飾りの無いものを基本とする)。
- イ 整髪剤による髪型の成形や染色・脱色、パーマ等は禁止する。
- ウ その他、特殊な髪型等は禁止する。

3 その他、男女共通規定

- ア シャツ・ブラウスの下は、制服から透けて見えるような色や柄のものではないも のを着用すること。
- イ 化粧を行わない。アクセサリー類等の装身具を着用しない(タトゥーも含む)。
- ウ 学校生活において、必ずしも必要でないものについては校内に持ち込まない。
- エ 髪は自然な状態とする。
- オ 眉は自然な状態を基本とする。ただし、眉の下を整える程度の手入れは認める。 極端に細くする、薄くする、剃り込む、脱色・染色する、眉を描く(化粧)などは 認めない。
- ※服装容儀指導はフォーマルな着こなしを教える意味でも行っています。

特殊な髪型についても、面接等で違和感がもたれるようなものについては、きちんと生徒にそれを示し、誰にでも受け入れられるような髪型ではないと伝えることとしています。

本校における校則の変更の手続き

- ・生徒からの校則の変更についての要望
 - 各HRにて議論 → 生徒会に提出

生徒会と職員の話し合いで決まる場合

関係校務分掌・運営委員会等を通して、校長の承認を得て決定

生徒総会の議案として提出

生徒総会で議論を経た後、関係校務分掌、運営委員会、職員会議を経て決定

- ・保護者からの校則の変更についての要望
 - PTA役員にて議論 → 渉外部職員
 - → 関係校務分掌、運営委員会、職員会議を経て決定
- ・職員からの校則の変更についての要望

各学年会・各部会にて議論 →関係校務分掌、運営委員会、職員会議を経て決定

○交通関係 道路交通法等の関係法令はもとより、交通マナーやモラルを遵守する。

1. 通学許可について

- (I) 自転車通学について
 - ① 自転車通学は許可制とする。使用自転車にはステッカーを貼付すること。
 - ② 通学用自転車は、自転車点検を受けること。整備不良については修理・改善す ること。
 - ③ 下記の行為を重ねた者は通学許可を取り消す場合がある。
 - ・度重なる道路交通法違反 ・車体検査を受けていない

- ・整備不良
- (2) バイク(原付)通学の許可について

バイク通学については、原則禁止とする。ただし、二年次からは、下記の条件 を満たし、審査会の審議により認められれば、通学を許可することがある。

【許可条件】(学校または、最寄りの駅かバス停までの許可)

以下の①~③全ての条件を満たすこと

- ① 校則を守り、生活態度が良好であること。
- ② 自宅と学校間の通学距離が10km以上30km未満であること。
- ③ 自宅から最寄りのJR駅及びバス停のいずれからも5km以上あること。

【付則】

- ① 部活動における通学状況によっては、部顧問と生徒指導部で審議し、交 通安全活動を積極的に行うことで、上記③の条件について5㎞以上のと ころを3km以上で許可することができる。この場合の許可は、部活動を 退部した場合は、退部と同時に効力を失う。
- ② 許可条件の②・③について、特殊事情がある場合は「特別事情許可申請」 を提出の上、生徒指導部、審査会の審議を行う。
- ③ 以下の条件を満たすとき期間限定のバイク通学を許可することができる。
 - ・自宅と学校間の通学距離が9km程度であり、帰路に登り坂が多く自転車 での帰宅に時間を要することが予想される場合。
 - ・通学路に街灯や人家、人通りが少なく夜間の自転車運転においての危険 性が予想される場合。

なお、許可する期間は10月1日から3学期終業の日までとする。

2. 運転免許取得許可について

- (1) バイク(原付)の免許取得について
 - ① バイク(原付)通学許可者で、所定の手続きを行い受験許可証を発行された者と する。
 - ② 免許受験日は学校行事代休日、春・夏・冬季休業中に限る。(免許証・バイク は登録すること)
- (2) 自動二輪免許取得は禁止する。
- (3) 普通自動車免許崇徳について
 - ① 3年生で、原則として進路が内定している者とする。自動車学校入校日は各年度 で指定する。
 - 自動車学校では卒業検定までとし、学科試験は卒業式翌日からとする。
 - ※ 免許取得規定・手続き等については別途定める。

〇規 定

事 項	規定・他	備考
早退・外出	担任又は副担任の許可を得る	外出・早退許可証 生徒手帳に担任印
原付・小特免許受験	原則として、遠距離・特殊事情等の者に 限る	バイク受験許可願 受験結果報告書
バイク通学	①自宅より最寄りの駅・バス停まで5km 以上、かつ、学校まで10km以上とする ②部活動生で、顧問が必要と認めた者	バイク通学許可願 (審議の上許可)
自転車通学	届出許可制	自転車通学許可願 ステッカー貼付
携帯電話等	別に定める	同意確認書
アルバイト	届出許可制(年間アルバイト許可の場合は学校休業日のみ19時までとする)	アルバイト許可願 年度毎に更新